
戸田市立小・中学校いじめ問題対応マニュアル

I	いじめの問題の理解	2
1	基本的な認識	
2	いじめの定義	
3	いじめの態様と進行	
4	いじめの構造	
II	いじめの未然防止・早期発見	4
1	いじめに係る情報収集・実態の把握	
2	いじめ発見のチェックポイント	
3	迅速な初期対応	
III	児童生徒の自主的な活動	8
IV	戸田市子ども憲章（平成13年10月1日制定）	8

平成24年9月

戸田市教育委員会

I いじめの問題の理解

1 基本的な認識

いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る問題です。その対応に当たっては、次の点を踏まえ適切に行う必要があります。

- ア 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。
- イ いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ウ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していることから、日頃から家庭と密接な連携が必要であること。
- エ いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であるとの強い認識をもつこと。
- オ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

2 いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(文部科学省平成19年1月)

(注1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2)「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注4)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものだけではなく、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注5)けんか等を除く。

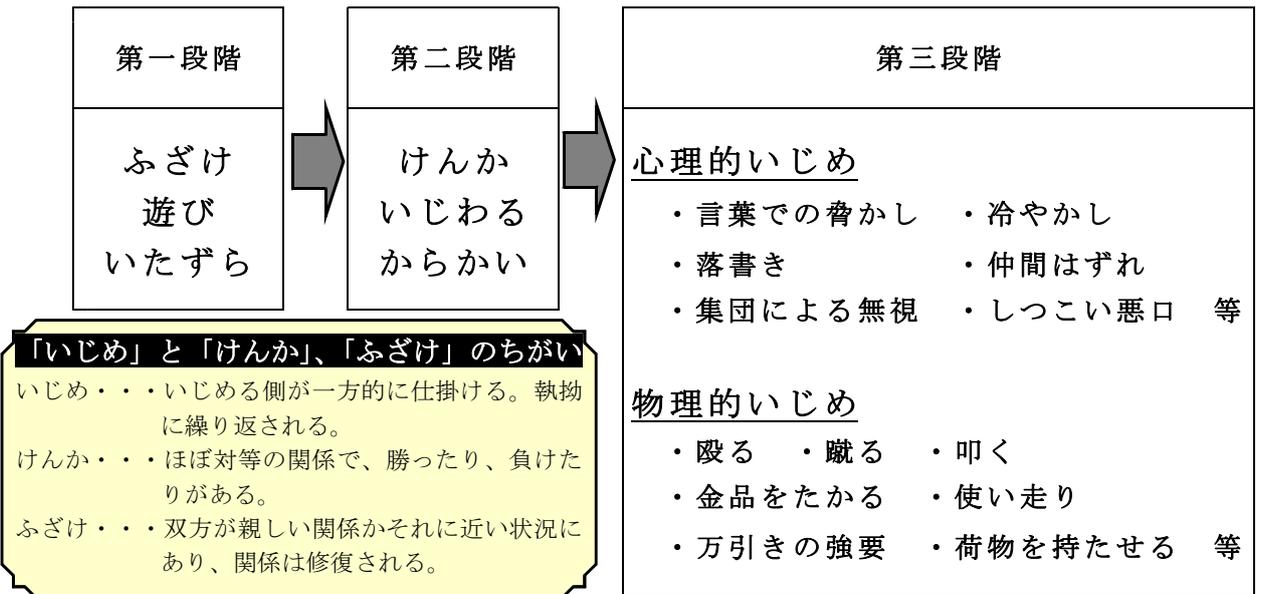
いじめられる側にも問題がある？

児童生徒の個性や能力をもっていじめられる理由とすることは許されません。いじめは、ささいなことを理由にしたもので、いじめる側の自己中心的な動機から始まるものです。いじめられる側に責めを負わせることは断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。

(埼玉県教育委員会いじめ対応ハンドブックアイズより)

3 いじめの態様と進行 ※いじめの態様とは＝心理的・物理的な攻撃の様子のこと。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やイヤなことをされる。
 - ★ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ★ 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ★ 金品をたかられる。
 - ★ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ その他
- 心理的 ★物理的



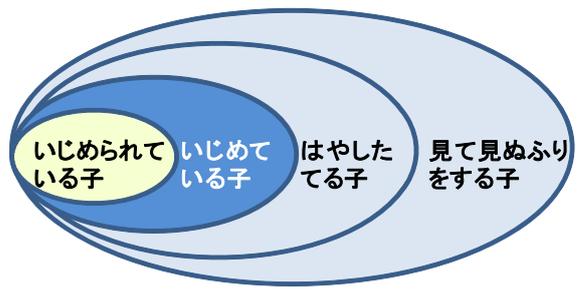
「いじめ」か「いじめでないか」は、人によって感じ方やとらえ方が様々であり、その判断については、非常に難しいものもあります。

大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる可能性がある全ての事例に対して、適切に対応することです。

4 いじめの構造

いじめをめぐる集団には、「いじめられている子」と「いじている子」だけでなく、「はやしたてる子」や「見て見ぬふりをする子」も含まれます。「いじめられている子」から見れば、周りで「はやしたてる子」や「見て見ぬふりをする子」も「いじている子」に見えます。「はやしたてる子」や「見て見ぬふりをする子」に対しては、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導することが大切です。

また、「いじめられている子」と「いじている子」との関係は、立場が逆転する場合があります。



Ⅱ いじめの未然防止・早期発見

1 いじめに係る情報収集・実態の把握

学校での子ども同士のトラブルは、日常的なものです。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展しないよう、未然防止を図ることが重要です。

いじめが「発生したら対応（事後対応）」するのは当然ですが、「問題が発生しにくい学校風土をつくる（未然防止）」ことが求められます。そのためには、日頃から、よいことはよい、悪いことは悪いと教職員の共通理解による指導が重要です。特に、一人の教職員が抱え込まないように、常に情報の共有を図る必要があります。

また、PTA等に対しては、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらい関係づくりが大切になります。

（１）教職員間の共通理解・情報の共有化例

- 日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- 職員朝会等において、生徒指導主任等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- 学年会、生徒指導委員会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- 保健室や相談室から情報の提供を受ける。
- 部活動顧問から情報の提供を受ける。
- 初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。

（２）いじめを発見する取組例

<日記やアンケート>

- 「生活ノート」や「日記」など、日常の取組をとおした発見
- 「生活アンケート」などの定期的なアンケート調査の実施により、児童生徒の変化から発見

<交流>

- 休み時間や昼休みの雑談など、日常の交流をとおした発見
- 休み時間、昼休み、放課後の計画的な校内巡回などによる複数の教員の目による発見

<面談や相談>

- 保健室や相談室の来室による発見
- 児童生徒との個別面談、保護者面談などによる発見

（３）PTAや地域への早期発見ポイントの周知

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

2 いじめ発見のチェックポイント

(埼玉県教育委員会 いじめ対応ハンドブック アイズ を参考に作成)

朝の会

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子どもより早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる
- 担任の挨拶や出席確認のときに返事がない、または極端に小さい
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

授業の開始時及び授業中

- 一人遅れて教室に入ってくる
- 授業の始めに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなる
- 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない
- 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験などの後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

休み時間

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 移動教室のとき、荷物を持たされている
- プロレスごっこなどでやられている
- 保健室や相談室に来る回数が多くなる
- 授業が始まっても教室に戻りたがらない

いじめの問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき早期に対応することが最大のポイントです。児童生徒の毎日の様子を観察し、子どもが発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）」を見逃さず、発見することが大切です。

給食・清掃時

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

帰りの会

- 持ち物がなくなったと、よく訴えに来る
- 服が汚れていたり、破けていたりしている
- 泣いている、または机に伏せたままにいる
- 自分の持ち物でないものを机やロッカーに入れられている

委員会・係活動

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

部活動・クラブ活動

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている
- 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている
- 他の部員から強い口調で注意されたり、使いにされたりしている
- 辞めたいなどの訴えがある
- 道具を隠される
- 孤立している

放課後から下校時

- 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている
- いつも教師に相談したそうに寄ってくる
- 鞆や持ち物がなくなっている
- ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている
- 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている
- 皆の荷物を持たされている
- 遠回りして帰る
- 下校が早い
- いつまでも学校に残っている
- 一人で帰る

3 迅速な初期対応

㊄ 最悪の事態を想定し ㊂ 慎重に ㊄ 素早く ㊄ 誠意をもって ㊄ 組織を挙げて対応する

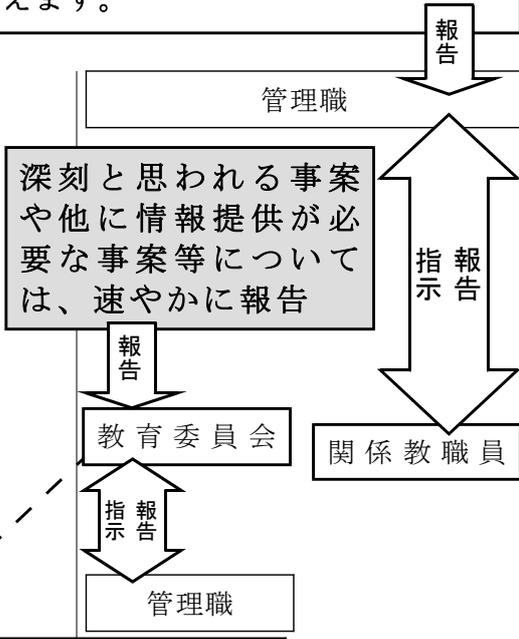
対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ(認知)</p> <p>2 報告</p> <p>・憶測を入れずに事実を報告(些細なことでも)</p>	レベル 1	<p>担任 ← 情報 教職員 保護者等</p> <p>担任 ← 報告 学年主任 生徒指導主任 管理職</p> <p>← 指示</p> <p>些細なトラブルは即指導 ※保護者との連携 ※経過観察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的にいじめアンケート調査を位置づけておくことで早期発見につながります。 ● 小さな危機を見逃していませんか。いじめを見て見ぬふり対応をしていませんか。(ただ様子を見る=いじめを育てる) ● 訴え、申し出があった場合には、その日に行動します。(いじめの場合は、必ず管理職に報告)
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・他児童生徒、教職員からの情報収集</p>	レベル 2	<p>いじめと認知、判断</p> <p>管理職の指示に基づく関係教職員による組織的対応</p> <p>いじめられた子 情報収集 いじめた子</p> <p>関係児童生徒 関係教職員</p> <p>情報の共有・突き合わせ 全体像の把握(5W1Hの記録)</p> <p>報告 管理職</p> <p>指示 関係教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のリーダーシップを発揮する担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出します。 ● 面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート ● 丁寧にじっくりと話を聴きます。 <p><悪い対応例></p> <ul style="list-style-type: none"> ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。
<p>※緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童生徒との面談を実施します。</p> <p>※いじめられた子の心のケアに努めます。</p>		<p>保護者対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあつたのか、その時どんなふう感じたか、具体的に聴きます。 ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有します(憶測、推測を入れない)

保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝えます。

4 問題状況の把握理解
・緊急度に応じて3～5を同時に実施

生徒指導支援センター

(状況に応じて教育委員会、支援センター委員の訪問による支援・指導)



深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告

5 いじめ問題サポートチームの構築

教育委員会

生徒指導支援センター

報告
指示

連携

より組織的な対応が必要な場合

<いじめ問題サポートチームの構築>
 管理職・主幹教諭（教務主任）・学年主任
 生徒指導主任・教育相談担当・該当学年 等
 ・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。
 （短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに）
 ・指導・支援体制づくり ・保護者への説明
 ・外部関係機関との連携

レベル3

- 警察との連携
- 緊急保護者会の実施
- マスコミ対応

●毅然とした対応とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●保護者への説明
誠実に保護者の感情を配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●いじめを確実に止める
被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●加害児童生徒には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。
 ・事実を認めさせること
 ・言い逃れをさせないこと
 ・きちんと謝罪させること

Ⅲ 児童生徒の自主的な活動

いじめ予防の方策には、日頃から問題が起きにくい環境を整えることが重要です。そのためには、道徳の授業をはじめとする様々な取組により、児童生徒の「いじめは絶対に許さない」という意識を醸成することが大切です。

ここでは、市内等の学校で取り組んでいる児童生徒の自主的ないじめ防止の取り組みを紹介します。

< 小学校 >

- ・ 児童会活動による挨拶運動「ハイタッチ運動」
- ・ 各学級で「いじめをなくすスローガン」を作成し、児童集会で発表
- ・ 有志児童による「いじめゼロ隊」の結成とスローガンの作成
- ・ いじめ防止ペープサート劇の発表

< 中学校 >

- ・ 生徒会によるいじめ根絶宣言と集会
- ・ いじめ防止標語コンテスト
- ・ いじめ防止ポスターコンクール
- ・ いじめ追放ソングの作成

Ⅳ 戸田市子ども憲章（平成13年10月1日制定）

戸田市子ども憲章は、平成13年7月23日に開催された戸田市子ども議会において採決され、市制施行35周年となる平成13年10月1日に制定されました。

各学校では、いじめ問題の根絶に向けて、改めて「戸田市子ども憲章」の内容を確認し、児童生徒の指導に積極的な活用をお願いします。

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは、きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは、優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは、自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは、一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは、希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）